## 【新型コロナウイルス関連情報】 アイルランド政府による外出禁止措置等の緩和 (緩和ロードマップ第2段階の開始と緩和措置の前倒し適用) (6月6日発出領事メール)

6月5日, ヴァラッカー・アイルランド首相は, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大にとも なう外出禁止等の制限について, 6月8日から, 緩和措置の第2段階を開始すると発表しまし た。この第2段階には, 当初, 第3段階以降で予定されていた緩和措置の一部を前倒しし, 当 初の5段階の予定を, 4段階に短縮すると発表しました。

アイルランド政府は、制限の緩和スピードが早まっても、2メートルの社会的距離を保つ、 店内や公共交通機関においてはマスクを着用する等、日常生活での感染防止の継続を要請 しています。アイルランド在留邦人の皆様におかれては、引き続きご留意ください。

1 第2段階における措置(概要)

(以下, 在留邦人の皆様の生活に, 関係が深いと思われる項目を抜粋。詳細については, 以下(9)にあるアイルランド政府ウェブサイトを参照ください。)

(1) 一般的な衛生面での注意事項

・2メートルの社会的距離を常に保つ。

・頻繁で丁寧な手洗い,咳エチケットを心がける。

・混雑したエリアを避ける。

・社会的距離が保てない状況(店内や公共交通機関等)では、マスクを着用する。

・他者との接触歴を記録しておく。

(2)移動の制限

可能な限り、地元から出ない(「Stay Local」)。

・移動は、居住する県内又は、自宅から20km以内で認められる。

・買い物は、地元で行う。

・公共交通機関の制限があるため、混雑する時間帯を避け、できる限り徒歩や自転車での移動を奨励する。

・必要不可欠ではない国外旅行は避ける(継続)。

・アイルランドに入国する者は、14日間の自己隔離を必要とする(継続)。

(3) 集会の制限

・できる限り,屋外で集会する。集まる人数は,6名以内に限る。

・集まる際は、2メートルの社会的距離を保ち、身体接触を避ける。

・屋内での集会(自宅への他者の来訪,他者宅への訪問)は,6名以内とし,1時間以下とす

る。

・面会の相手は、できる限り同じメンバーとし、マスク着用を奨励する。

(4)仕事・職場における制限

可能な限り在宅勤務を継続する。

・他者と社会的距離を保ちつつ仕事ができる者は、段階的に職場に復帰できる。

・雇用主は、出勤人数の制限、シフト勤務、時差出勤等の措置をとる。職場復帰に備え、感染防止措置を準備し、従業員に周知する(例:手洗い、社会的距離、咳エチケット、マスク着用、 清掃等)。

(5)商業活動における制限

全ての小売店は再開できる(床屋,美容院等,身体接触を伴う業種を除く)。

・小売店は, 感染予防の対策を取る(例:スクリーン, バリアの設置, 入店待機の列, 入店人数とスタッフ数の制限, 店内清掃等)。

・6月15日から、ショッピングセンターが営業再開できる。

(6)文化, スポーツ, 社交面での制限

・公共図書館は再開する。

・スポーツ等の活動は,屋外において,15人以下の人数で行う。身体接触を避け,試合は行わない。

・葬儀へ参加できる人数は、25人までとする(注:これまでは10名)。

(7)教育・子育てにおける制限

・学校教育の再開準備のため、校舎・施設を段階的に再開放する。

・公園の遊び場,屋外キャンプ(小学生以上を対象)を再開する。

・屋外で子供が活動する際は、保護者・監督者を含め15名までに人数を制限する。

(8)70歳以上の方に関連する制限

・できる限り自宅にとどまる。

•70歳以上の方を訪問する際は、屋外で会うことを奨励する。自宅を訪問する際は、感染防止に厳に注意する。

・店舗が設定した高齢者や病弱な方のための時間帯に買い物を行う。

(9)アイルランド政府ウェブサイトにおける緩和措置第2段階関連の詳細は,以下をご参照く ださい。 https://www.gov.ie/en/publication/7ae99f-easing-the-covid-19-restrictions-on-june-8phase-2/

https://www.gov.ie/en/publication/cf9b0d-new-public-health-measures-effective-now-toprevent-further-spread-o/

https://merrionstreet.ie/en/News-

Room/News/Taoiseach\_confirms\_Ireland\_ready\_to\_move\_to\_Phase\_2.html

2 第2段階以降の緩和(概要)

(1)第3段階は6月29日から、第4段階は7月20日から開始予定(5月1日のロードマップ発表時から変更なし)。予定通り次の段階に移行するかについては、状況を見つつ判断する。
(2)第3段階と第4段階における制限緩和の内容は、今後決定される。

(3)大規模集会の禁止を含むいくつかの措置,衛生面の措置,身体的距離維持の要請は, 第4段階終了後8月に入っても継続される。

3 アイルランド政府は、6月6日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を25、18 3件, 累積死亡者数を1, 678名と発表しました。

https://www.gov.ie/en/press-release/b88db-statement-from-the-national-public-healthemergency-team-saturday-07-june/

4 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガ イドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

5 万一,新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には,下記代表電話に ご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所:Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表):01-202-8300

E-mail(領事班):<u>consular@ir.mofa.go.jp</u>